

2017年度 地域史料研究会・福岡 会員総会議案書

日 時：2017年6月24日(土)

場 所：久留米大学福岡サテライト

総会次第

1. 開 会
2. 議案審議
3. 懇 談
4. 閉 会

議 案

第1号議案 2016年度事業報告

- (1) 会員数 (2017/3/31 現在)

58名 (昨年度会員名簿記載者数58名、昨年度未会員出席者8名)

- (2) 懇話会の開催

第24回懇話会 2016年4月23日

報告者：江藤彰彦氏 参加者18名

第25回懇話会 2016年6月25日

報告者：梶嶋政司氏 参加者16名

第26回懇話会 2016年11月5日

報告者：吉田洋一氏 参加者13名

第27回懇話会 2017年1月21日

報告者：時里奉明氏 参加者11名

第28回懇話会 2017年3月4日

報告者：八嶋義之氏 参加者17名

※2016年9月3日予定の懇話会は、台風接近のため中止しました。

- (3) 会誌の発行

昨年度は第13号の1号のみ発行しWebサイトに掲載しました。印刷したものは懇話会の折などに配付し、関係機関等に送付しています。

第13号(通巻143号) 2016年12月19日発行(8ページ、webサイト掲載)

(4) 各種活動

資料翻刻

「生葉郡山北村宗門御改人別帳」

享保5(1720)年～明和4(1767)年5冊分の作業を継続中です。今後、研究会のサイト等での公開を計画しています。

(5) 事務局業務

事務局で資料補修作業を継続しています。

高山文書、釜惣文書、西原文書。

(6) 事務室来室者数

2016年 4月 10名、 5月 8名、 6月 3名、 7月 5名、 8月 5名
9月 3名、 10月 7名、 11月 13名、 12月 4名
2017年 1月 8名、 2月 7名、 3月 4名 計 77名

第2号議案 2016年度収支決算報告

2016年度収支決算報告書 (2016年4月1日～2017年3月31日)

収入の部

科 目	金 額	当初予算額	摘 要
前期繰越	97,984	97,984	
会 費	38,000	60,000	16名分
寄 付	0	5,000	
合 計	135,984	162,984	

支出の部

科 目	金 額	当初予算額	摘 要
茶 代	2,981	5,000	懇話会飲料代
ドメイン登録管理料	1,382	1,382	Chiikishi.com 1年分
資料防虫対策費	0	3,000	
印刷費	0	30,000	
郵送料	720	10,000	通知・会報校正等郵送
事務費	1,404	3,000	文具
次期繰越	129,497	110,602	
合 計	135,984	162,984	

第3号議案 2017年度の事業計画

多くは昨年度からの継続事業です。

1. 懇話会の開催 会員の協力を得て、今年度も数回の懇話会を開催します。
開催予定日：4月22日(済)、6月24日(本日)、9月2日、11月4日、
2018年1月20日、3月3日
2. 会誌の発行
会員の協力を得て、今年度も複数回の『研究会報』を発行します。2016年度の発行は1回にとどまりましたので今年度は複数回を目指します。
3. 地域史料データベースおよび史料・目録・索引等の公開
4. 資料保存施設等の見学会の開催（新規）
5. その他、関連する事業

第4号議案 2017年度収支予算について

2017年度収支予算(案) (2017年4月1日～2018年3月31日)

収入の部

科 目	金 額	摘 要
前期繰越	129,497	
会 費	60,000	30名分
合 計	189,497	

支出の部

科 目	金 額	摘 要
ドメイン登録管理料	1,382	Chiikishi.com 1年分(前年同額)
茶 代	5,000	懇話会飲料
資料防虫対策費	3,000	防虫剤他
印刷費	30,000	史料等の公開
郵送料	10,000	懇話会通知・会報等送料
事務費	3,000	文房具等
小 計	52,382	
予備費	137,115	
合 計	189,497	

以 上

地域史料研究会・福岡 会則

2011年 7月 30日制定

2012年 4月 21日改正

第1条

本会は、「地域史料研究会・福岡」と称し、当分の間、事務所を九州大学附属図書館附設記録資料館産業経済資料部門内に置く。

第2条

本会は、福岡県域およびそれに関連する地域の歴史に関する研究、ならびに記録・史料の収集・整理・補修および公開のための活動を行ない、もって将来の『福岡県史』編纂の再開に備える。

第3条

本会は、前条の目的を達成するためにつきの事業を行なう。

- (1) 会誌、その他の刊行物の編集・発行。
- (2) 研究会、講演会その他の開催。
- (3) その他必要な事業。

第4条

本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経たものは、誰でも会員となることができる。

- (1) 会員は、本会の行なう諸種の会合・事業に参加し、会誌等に寄稿することができる。
- (2) 本会に入会をのぞむ者は、所定の事項を明記し、本会に申し出るものとする。
- (3) 会員は、本会の維持費として所定の会費(年2,000円)を納入するものとする。ただし学生・大学院生は半額とする。

第5条

本会の運営について必要な事項は、会員総会において決定するものとし、総会は少なくとも年1回開催するものとする。

第6条

本会の運営のために世話人をおく。世話人は若干名を会員総会において会員中より選出し、会務(研究・編集・総務等)を処理する。任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条

本会の経費は、会費・寄付金そのほかの収入によってまかなう。

附 則

本会の会則の変更は、会員総会の決定を経なければならない。